

別表六の二(七)
「14」欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

別表六の二(七) 平三十一・四・一以後終了連結事業年度分

特別試験研究費に係る法人税額の特別控除に関する明細書		連 結 事 業 年 度	・ ・ ・ ・	法人名		
特 定 税 額 控 除 規 定 の 適 用 可 否					可	
(別表六の二(四)「3」、「7」若しくは「10」の要件のいずれかに該当する場合又は連結親法人が中小連結親法人に該当する連結法人である場合)						
特別試験研究費の額の合計額 (別表六の二(七)付表「2」)	1	円	特別研究税額控除限度額 (6) + (7) + (8)	9	円	
控除対象済特別試験研究費の額の合計額 (別表六の二(五)「3」又は(別表六の二(六)「3」)	2		調整前連結税額 (別表一の二「2」)	10		
差引対象特別試験研究費の額 (1) - (2)						
同上のうち税額控除割合が30%である試験研究に係る特別試験研究費の額 (3)と別表六の二(七)付表「3」のうち少ない額						
(3)のうち税額控除割合が25%である試験研究に係る特別試験研究費の額 ((3) - (4))と別表六の二(七)付表「4」のうち少ない額						
税額控除割合が30%である試験研究に係る特別研究税額控除限度額 $(4) \times \frac{30}{100}$						
税額控除割合が25%である試験研究に係る特別研究税額控除限度額 $(5) \times \frac{25}{100}$	7		調整前連結税額超過構成額 (別表六の二(三)「7」の③)	13		
(6)及び(7)の試験研究以外の試験研究に係る特別研究税額控除限度額 $((3) - (4) - (5)) \times \frac{20}{100}$	8		法人税額の特別控除額 (12) - (13)	14		

「14」欄
 特別試験研究費に係る税額控除を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄：「平成31年旧措置法第68条の9第6項」※1又は「第68条の9第7項」※2
- ② 「区分番号」欄：「10548」※1又は「10622」※2
- ③ 「適用額」欄：「14」欄の金額

※1 平成31年旧措置法第68条の9第6項(区分番号：「10548」)
 平成31年4月1日前に開始した連結事業年度

※2 第68条の9第7項(区分番号：「10622」)
 平成31年4月1日以後に開始する連結事業年度